区のおしらせ No. 390

昭和48年4月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

今日から一年生

「ハイ」元気な声で新一年生が返事をします。4月6日は、小学校14校でいっせいに入学式。

佐久間小学校でも新一年生59名が先生や上級生に迎えられて入学式が行なわれました。校長先生のあいさつや、担任の先生の紹介のあと、みどりのおばさんの扮装をした上級生が横断歩道のわたりかたを指導したり、おもしろく学校の行事などを紹介しいてました。

第一回区議会定例会

48年度予算など決め三月三十一日閉会

三月十二日から開かれていた、第一回区議会定例会は、昭和四十八年度当初予算案など二十議案をいずれも原案どおり可決したほか、陳情二十六件、請願八件、意見書六件などを審議し、三月三十一日の最終日の本会議で閉会しました。

この議会で議決された主なものはつぎのとおりです。

〔区提出議案〕

昭和四十七年度一般会計補正予算第四号

総額　八〇二、三八〇千円

昭和四十八年度一般会計予算

総額　六、七七一、一六三千円

・区民福祉とくに老人福祉を中心に、めぐまれない人の福祉、中小企業対策、みどりと遊び場の確保など

昭和四十八年度国民健康保険事業会計予算

総額　五九二、二九一千円

奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

・月額三千円が六千円に、入学準備金が五万円に増額

母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

・母子福祉の増進を図るため貸付限度額が引上げられました。限度額「三万円」を「五万円」に

老人福祉手当条例の一部を改正する条例

・老人福祉の増進のため手当の増額をするもの

月額「三千円」を「五千円」に

心身障害者福祉手当条例

・障害者の福祉増進を図るため新設されました。月額二千円

区立福祉会館条例

・富士見福祉会館が新設されるのに伴い、設置および管理について必要な事項を定めるもの

名称＝区立富士見福祉会館

位置＝富士見二―三―六

区立児童館条例の一部を改正する条例

・富士見児童館が新設されるのに伴い、規定の整備をするもの

区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

区長、助役、収入役の給料及び旅費条例の一部を改正する条例

教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

〔議員提出議案〕

区長候補者の決定について

区長選任について

千代田都税事務所の移転跡地払下げに関する意見書

国鉄運賃値上げ反対に関する意見書

麹町六丁目二番地空閑地の一時借用方に関する意見書

東京都特別区長の公選制実現促進に関する意見書

〔陳情〕採択12件　不採択2件

継続審査12件

〔請願〕採択2件　継続審査6件

区の組織の一部を改正

四月一日付で、区の組織の一部が改正されました。

この改正は、公共施設や福祉施設などのための用地確保がむずかしくなったために、用地確保や公有財産の管理をする公有財産担当副主幹と、災害に対して、さらに積極的に対処するために、災害対策や交通安全などを担当する主査が新設されました。

また、今月十五日に富士見福祉会館と富士見児童館が開館したのにともない係ができました。

人事異動（四月一日付、カッコ内は旧職）

〔課長級〕総務部　副主幹小藪俊雄（都財務局管財部管理課収用係長）

〔係長級〕総務部　総務課主査小林全（区民部神保町出張所管理係長）　税務課管理係長　久保庭卓也（収入役室審査係長）　**区民部**　区民課区民相談係長　下平喜太郎（区民部住居表示課計画係長）　戸籍課住民記録係長　高木幹司（区民部番町出張所管理係長）　住居表示課計画係長　服部博彰（監査委員事務局主査）　番町出張所管理係長　高橋静男（同出張所区民係長）　番町出張町区民係長　吉田忠夫（総務部総務課）　番町出張所丸の内分室長　鈴木光憲（区民部区民課）　神保町出張所管理係長　阿部信男（同出張所区民係長）　神保町出張所区民係長　桜井照夫（選挙管理委員会事務局）　**厚生部**　管理課管理係長　片桐洋（教育委員会社会教育課文化係長）　福祉課厚生係長　矢吹正三（同課援護係長）　西神田児童館長　伊藤誠明（厚生部管理課）　富士見児童館長　高橋郁男（西神田児童館長）　富士見福祉会館長　国府田末男（転入）　福祉事務所身体障害者福祉司　後藤梅治（教育委員会庶務課庶務係長）　**建築部**　建築課指導係長　西脇清（同課構造設備係長）　建築課構造設備係長　村田英一（同課指導係長）　**収入役室**　審査係長　斉藤和夫（厚生部管理課管理係長）　**教育委員会**　庶務課庶務係長　小黒正二（総務部税務課管理係長）　学務課保健給食係長　村上博（厚生部福祉課厚生係長）　社会教育課文化係長　有馬三郎（図書館事業係長）　図書館事業係長　勝田丈夫（建築部建築課）　**監査委員事務局**　主査　大藤昭（区民部戸籍課住民記録係）　**転出**　都議会局　吉田清二（教育委員会学務課保健給食係長）

赤ちゃんの予防接種

四月下旬～七月中旬　各保健所で

に生れた赤ちゃんが対象で、予防接種の種類は、種痘、小児マヒ（生ワクチン）ジフテリア・百日せき（希望により破傷風混合）の三種類です。

接種を受けなければならない赤ちゃんには、既に、通知を出してありますので、忘れずに注射をお受けください。

通知もれのひとや、予防接種についてのくわしいことは、保健所まで問合せてください。

麹町保健所予防課
丸の内三―五―一 ☎212―五〇〇九
神田保健所予防課
神田錦町三―一〇 ☎291―三六四一

麹町・神田保健所では四月下旬から七月中旬まで、赤ちゃんの予防接種を実施します。

昭和四十六年七月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間

保護世帯・非課税世帯に粉ミルクを差上げます

区では、保護世帯・住民税が非課税世帯の妊産婦と乳幼児には粉ミルクを無料で差上げています。

該当する世帯のひとで、申請をまだ済ましていないひとは、出張所に申し出てください。

●対象になるひと

①生活保護世帯のひと②住民税非課税世帯のひと③住民税均等割のみ課税されている世帯で、医師に栄養上必要とみられているひと。

●ミルクをもらえる期間

妊婦　妊娠の届出をした月の翌月一日から出産した月まで

産婦　出産した月の翌月一日から三カ月間

乳児　誕生後満三カ月になった月の翌月から九カ月間

粉ミルクは一カ月一、一〇〇グラム（缶入）づつ差上げます。

●申請

母子健康手帳と印鑑をお持ちになって出張所に申請してください。

●問合せ

区民部区民課（内線二七七）まで。

高校　奨学資金のご利用を　月額六〇〇〇円

高校に進学したけれど、経済的にたいへんだ。このような高校生のために区の奨学資金制度があります。都内の高校に在学していて学費などでお困りのひとは、気軽にご利用ください。

奨学金は月額六、〇〇〇円です。手続きなどのくわしいことは厚生部管理課（内線三一四・三一五）まで問合せてください。

ねたきりの老人に浴槽（湯沸器付き）と便座を支給します。

つぎのようなねたきりの老人に浴槽（湯沸器とセット）と腰掛式で暖房装置のついた便座を、無料で支給します。

・六十五歳以上でねたきりのひと
・所得税が課税されていない世帯
・食事をとるのに支障のあるひと
・自分で入浴できないひと
・自分で便所にいけないひと

申込みと問合せは、福祉事務所（内線三四五）までどうぞ。

ゆとりのある老後のために……　加算年金

国民年金には、加算年金の制度があります。

この加算年金は、国民年金に加入しているひとが、かけ金を上積みしてより多くの年金を受けることのできる制度です。

●加入できるひと

国民年金に加入しているひとただし、かけ金を免除されているひとと、五年年金に加入しているひとは除きます。

●かけ金

一ケ月三百五十円です。

定額分と合せて九百円です。

●加算年金額

百八十円×加算年金のかけ金納入月数が上積みされます。

（二十五年かけたとすると）

百八十円×三百月＝五万四千円

定額分九万六千円と合わせると十五万円になります。

なお、四十九年一月から、年金額と保険料が引上げられる予定です。

●年金額（二十五年として）

定額分……二十四万円

加算年金額……六万円

ですから加算年金に入っている人と年額三十万円、月額にして、二万五千円になります。

●加入の手続き

出張所か国民年金課の窓口に、国民年金手帳とはんこを持参してください。

問合せは、厚生部国民年金課（内線三二六・三二九）まで。

国民年金の納め忘れはありませんか

昭和四十七年度国民年金保険料（一～四期分）をまだ納めていないひとは、四月三十日までに金融機関、郵便局または区役所、各出張所の窓口で納めてください。

五月からは、区の納付書では納めることができません。

なお、納付書のないひとは国民年金手帳をもって、国民年金課か出張所の窓口においでください。

問合せは、厚生部国民年金課（内線三二八・三二九）まで

● 融資の貸付条件

融資	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	担保	保証人	提出書類
営業資金	180万円	34ヵ月	4ヵ月	30ヵ月	原則として担保の提出は求めません。金融機関が必要と認めるときは東京信用保証協会の保証が必要	法人の場合は代表者個人の連帯保証。個人の場合は区内に居住する確実な連帯保証人を1名	①申込書1組 ②事業税・住民税の納税証明書　1部
設備資金	300万円	45ヵ月	5ヵ月	40ヵ月	同上	同上	①申込書1組 ②納税証明書1部 ③見積書2部 ④仕様書2部 ⑤設計書2部 ⑥平面略図2部 ⑦パンフレット2部 ⑧登記簿謄本（法人のみ）1部
公害防止資金	300万円	45ヵ月	5ヵ月	40ヵ月	同上 ただし保証協会の保証が受られないときは担保を徴するときがあります。	同上	同上
従業員独立開業資金	500万円	60ヵ月	6ヵ月	54ヵ月	必要により担保を徴します。	勤務していた中小企業の事業主の連帯保証または金融機関の認める連帯保証人	①申込書1組 ②納税証明書1部 ③事業主の推薦書2部 ④独立関業の係る計画書2部 ⑤履歴書2部

● 指定金融機関一覧表

金融機関	住所・電話	開業資金の場合の取扱地区
神田商工信用金庫	神田須田町1－2 ☎ 256－3251	千代田区・中央・港・新宿・文京・墨田・台東・江東・渋谷・中野・杉並・荒川・豊島・板橋・練馬の15区
豊栄信用組合	九段北1－2－1 ☎ 265－1551	千代田・中央・新宿・文京の4区
大洋信用金庫	内神田2－11－6 ☎ 256－1911	23区内全域
東京信用組合	神田錦町3－17 ☎ 291－7311	取扱いません
第一相互銀行	神田神保町2－21 ☎ 265－1411	千代田・文京の2区
興産信用金庫	神田紺屋町42 ☎ 254－3331	千代田・中央・新宿・文京・台東・渋谷・杉並・豊島（椎名町周辺）・葛飾・江戸川の10区

※開業資金以外の資金は上記の金融機関で取扱っています。

商工融資

4月から限度額50万円引上げ

利率＝本人負担分は年6.3％

営業資金	180万円まで
設備資金	300万円まで
公害防止資金（新設）	300万円まで
独立開業資金（新設）	500万円まで

千代田区には、区内の中小企業のかたが低利など有利な条件で融資を受けられる商工融資の制度があります。

昭和四十八年度からはこれまでの営業資金と設備資金の貸付限度額がそれぞれ五〇万円引き上げられ、それぞれ営業が一八〇万円、設備が三〇〇万円になりました。

また、新たに、公害防止、従業員の独立開業にも融資が受けられるようになりました。

●融資の種類

営業資金　買掛金決済・支払手形決済・原材料の仕入・事業経営上必要な資金を融資。

〔資格〕

①区内に営業の本拠があり同一場所で同一事業を引き続き一年以上経営している中小企業者

②東京信用保証協会の保証対象業種を営業しているひと

③最近一年間の事業税または住民税を完納しているひと

④現在区の融資を受けているときはその融資全額を返済しているひと

設備資金　店舗の改造・機械類等の設備・自家用駐車場設備等の資金を融資、融資の資格は、営業資金と同じです。

公害防止資金　公害の防止に必要な設備等の資金を融資

〔資格〕

①区内に営業の本拠がある中小企業者

②最近一年間の事業税または住民税を完納しているひと

従業員独立開業資金　従業員が独立開業するために必要な資金を融資。

〔資格〕

①区内の同一中小企業に引き続き10年以上勤務し、二十三区内で指定金融機関の指定した地区に開業するひと（開業三ヵ月以内含む）

②住民税を滞納していないひと

●融資の利率は

年八・五五％ですが区で二・五％を負担しますから、本人の負担は**年六・三％**です。

●融資を申込むときは

商工融資の申込みは区民部商工課（内線二八一・二八二）で受付けます

●融資申込から貸付まで

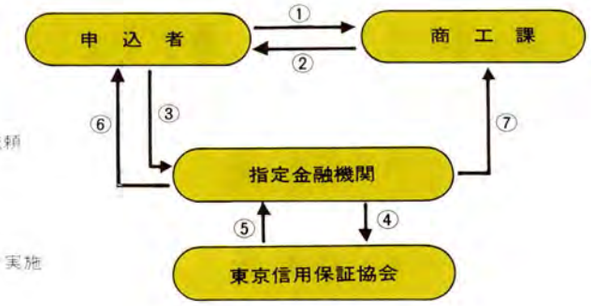

① 申込み受理

② あっせん書の交付

③ 金融機関へ申込み

※ ④ 金融機関から保証協会へ保証依頼

※ ⑤ 保証書送付

⑥ 融資

⑦ 融資の報告

※ は金融機関が必要と認めたとき実施

旅先で病気になったとき療養費払い制度を利用できます

国民健康保険で医者にかかるときは、保険証を提示して診療を受けるのが原則です。しかし、外出中や旅行中などたまたま保険証を持っていないときに、ケガや病気になったときには療養費払いという制度があります。

この制度は、保険証が使えなかったとき、療養代金の全部を一時立替えて払っていただき、あとで保険の単価で計算した額の七割を区がみなさんにお返しする制度です。

つぎのようなとき国保の療養費払いがされます。

・外出中や旅行中の**急病など**で保険証が使えなかったとき
・コルセットや輸血用生血液を購入したとき
・付添看護婦をつけたとき
・病人が歩行不能などで病院まで行けないときの自動車代金
・骨を折ったときの接骨、はり、きゅう、あんま、マッサージなどの治療をうけたとき

以上のようなときで国民健康保険で認めたとき支払われます。それぞれの場合によって提出書類なども異なりますからくわしいことは厚生部国民健康保険課（内線三二三）まで問合せてください。

納税報奨金の受取はお早く

郵便局で特別区民税・都民税（普通徴収分）を納期前に納めたひとで、報奨金をうけていないひとは支払いをいたしますから、総務部税務課（内線２５７）までご連絡ください。

寄付

金百万円　社会福祉事業資金として

神田須田町一―三十四　中川金属株式会社殿

寄付

金十五万円　社会福祉事業資金として

三番町十二　大妻女子大学短期大学部家政科卒業生一同殿

「お宅にはこの人がまわります」

「国保」保険料徴収職員の担当地域

四月から、国民健康保険料徴収職員の担当地域は、つぎのとおりです。

（※は担当職員が変わりました。）

《徴収職員と担当地域》

▽鵜沢　清
神田錦町（全）、神田淡路町（全）
外神田（全）

▽近藤憲一
神田神保町一・二丁目、平河町（全）、霞が関（全）、永田町（全）
隼町、紀尾井町

▽大坂　進
神田多町二丁目、神田東紺屋町
神田紺屋町、神田美倉町、神田北乗物町、神田富山町、神田須田町二丁目、神田岩本町、岩本町（全）、東神田（全）

▽今尾治郎
神田小川町（全）、神田美土代町
神田司町二丁目、内神田（全）

▽高橋正雄
千代田、北の丸公園、九段南（全）
九段北（全）、富士見（全）、飯田橋（全）

※関本健二
神田松永町、神田練塀町、神田東松下町、神田鍛冶町（全）、神田須田町一丁目、神田西福田町
神田和泉町、神田平河町、神田佐久間町（全）、神田佐久間河岸

※橋本春彦
麹町（全）、一番町、二番町、三番町、神田神保町三丁目

※高橋茂明
西神田（全）、三崎町（全）、猿楽町（全）、神田駿河台（全）、四番町、五番町、六番町、日比谷公園、丸の内（全）、有楽町（全）、大手町（全）、内幸町（全）、一ッ橋（全）

■昭和47年度監査等実施状況

区　分	対象事項 及び 対象部局等	実施期間
定期監査	〔財務に係る事務の執行〕 企画室・総務部・区民部・厚生部・土木部・建築部・収入役室 教育委員会事務局・選挙管理委員会事務局・区議会事務局	5.11～5.23 6.5～6.16 7.5～7.19 8.14～8.29 9.8～9.22 計71日
随時監査	〔財務に係る事務の執行〕 夏季施設・区民施設・出張所・区立小中学校	7.25、8.8 8.10、8.18 2.8 2.12～2.15 2.19～2.26 計17日
例月出納検査	〔区会計歳入歳出状況及び歳入歳出外現金の出納保管〕 収入役室及び関連部局等	毎月１回 計12日
決算審査	〔区会計歳入歳出決算〕	10.2～10.12 10.27 計12日
基金運用審査	〔定額の資金を運用するための基金の運用状況〕	

大気のよごれ　３月の数値

○亜硫酸ガス（SO_2）
区役所前…0.03ppm　都　庁前…0.04ppm

○一酸化炭素（CO）
区役所前…1.9ppm　神保町交差点…5.0ppm

環境基準
亜硫酸ガス…0.05ppm 以下の日が年間70%以上
一酸化炭素…８時間の平均が20ppm 以下

五月は「日赤社員」増強月間です

日本赤十字社は、日本国内だけでなく外国での災害や紛争で苦しんでいるひとびとにも緊急援護・血液事業・災害救護事業を行なっています。

そして、これらの事業資金は、赤十字社員の納める社費がもとになっています。

赤十字社では五月一日から三十一日までを「赤十字社員増強運動月間」として社員を増強して、社業の充実と発展を期することにしています。

みなさんも、この機会に赤十字事業の意義を理解され、ひとりでも多くのひとが赤十字社員になられるようお願いします。

申込みとくわしい事をお知りになりたい方は出張所窓口・総務部総務課（内線二二三）まで。

やまべつり大会

5月13日

やまべ釣り大会がつぎのとおり開催されます。

・とき　五月十三日（日）
・会場　焼津～藁科川水域
・募集人員　一〇〇名
・参加資格　区内在住在勤者・千代田区釣友連盟会員
・費用　一五〇〇円（昼食・入漁料は自己負担）
・集合　午前五時五十分秋葉原駅西口
・競技方法　重量により決定
・申込み　五月四日（金）までに教育委員会社会教育課（内線四二三）まで。

五月の野外こども会

・七　日＝★料亭会館　神三（児）
・八　日＝竜閑（児）★佐久間公園
・九　日＝築土神社　北の丸公園皇宮警察寮
・十　日＝★淡路公園　芳林（児）
・十一日＝神田公園　★神田駅前地区（住友信託銀行地下）
・十四日＝★錦華公園
・十五日＝★心法寺（児）東郷公園
・十六日＝堀留北（児）富士見（児）
・十七日＝三崎町（児）★西神田公園
・二十一日＝佐久間公園　竜閑（児）
・二十二日＝芳林（児）
・二十三日＝北の丸公園　築土神社
・二十四日＝神田公園　淡路公園
・二十五日＝神三（児）　三崎町（児）
・二十八日＝西神田公園　錦華公園
・二十九日＝東郷公園　心法寺（児）
・三十　日＝富士見（児）堀留北（児）

時間はいずれの会場も午後二時から、雨天、強風の場合は中止です。

五月の光をあびて、フォークダンスやゲームを楽しみましょう。

★印のついている会場は、劇団カラバスの人形劇公演があります。

5月14日→31日の期間 図書館は休館です

五月の老人のつどい

富士見出張所地区
富士見福祉会館――二日
富士見こいの家――十三日
番町出張所地区――七日
番町区民会館老人娯楽室
神保町出張所地区――八日
神保町区民会館老人娯楽室
万世橋出張所地区――九日
万世橋区民会館老人娯楽室
和泉橋出張所区――十二日
和泉橋区民会館区民集会室
神田公園出張所地区――十九日
神田公園区民会館老人娯楽室

時間はいずれの会場も午後一時三十分から四時までです。

児童館だより（五月）★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

●西神田児童館

映画会（四階遊戯室）
・内容「せむしの子馬」
「南氷洋の捕鯨」
・日時　四月二十八日（土）
午後三時～四時三十分

こどもの日の行事（四階遊戯室）
・内容「みんな集まれゲーム会」
・日時　五月五日（土）
午後二時三十分～四時

●神田児童館

映画会（五階遊戯室）
・内容「オールかいじゅう大進撃」
・日時　五月十九日（土）
午後二時～四時三十分

こどもの日の行事（五階遊戯室）
・内容「短編映画」
「こいのぼりづくり」
・日時　五月五日（土）
午前十時～午後四時三十分

区役所に来られる方にお願い

区役所の駐車場は地下、庁舎前とも狭いため、駐車できる台数には限りがあり、特に催物がある日など駐車できない場合があります。

自動車で区役所においでの際は、このことをご了承の上、ご来庁くださるようお願い致します。

5月の千代田荘申込状況

1日(60)・8日(40)・11日(100)
18日(20)・22日(50)・29日(20)
30日(40)・31日(50)
（　）は空いている人数です
6月の抽せんは5月1日(火)午前10時から区役所10階会議室で行われます。なお、抽せん券は9時からお渡しします

路上チビッ子広場に六万円を助成

区では路上チビッ子広場を運営する町会などの団体に年間六万円の助成をしています。

この路上チビッ子広場の助成金は道路を地域のこどもたちの遊び場として定期的に開放し運営している団体に交付されます。

手続きなどくわしいことは厚生部管理課（内線三一四・三一五）まで。

お忘れではありませんか！自動車排ガス対策は四月三十日までに

毎年、夏をむかえると都民を悩ませる光化学スモッグの発生原因は、自動車から排出される有害ガスがその原因と考えられています。

ですから、その防止対策としては、自動車に排出ガスの減少装置を取付けることが最も効果的です。

このほど運輸省の保安基準の改正があり、特に中古車は、本年四月三十日までにつぎのような措置をとらなければいけなくなりました。

該当する車は、忘れずに実施して光化学スモッグ発生の防止にご協力ください。

①総排気量一八〇〇ccをこえる乗用車は

排出ガス減少装置の取付けを

②①以外の自動車は

点火時期の調整を

この措置を完了した車には、図のようなステッカーが貼られ、これが貼っていないと走らせることができませんから、ご注意ください。

一酸化炭素濃度は0.4%以下に

東京都公害防止条例では自動車の排出ガス減少装置の取付けを勧告することになっています。この勧告基準値はいままで排出ガス中の一酸化炭素濃度が〇・五%となっていたのが四月一日から〇・四%と厳しくなりました。

自動車排出ガスによる大気の汚染を防ぐために、みなさん一人一人のご協力をお願いします。

このことについてお問合せは、建築部公害対策課（内線三七一・三七二）まで。

排出ガス減少装置を取付けた自動車に

点火時期の調整を終った自動車に

48年排出ガス規制の基準に適合した新車に

明るく正しい選挙の推進計画が決定

明るく正しい選挙推進協議会は選挙の棄権防止や意識の向上のために活動しています。

今年は都議会議員選挙も予定されていますが、さる四月五日開催された協議会で今年の推進事業が決定されました。

主な推進事業

・新有権者を対象に政治意識調査

・都議選棄権防止運動

・小中学生の作品コンクール

区立総合体育館

開館時間　午前9時～午後9時

休館日　毎週月曜日（祝日のときは翌日）、第3木曜日（器具点検日）

無料開放日　第3日曜日

その5——柔道場

柔道場は、体育館の二階にあり器具庫、更衣室が付属しています。

広さは、約百五十畳で同時に三十組ぐらい使用できます。

なお、個人利用日には、指導員による講習もあります。

体育館からのお知らせ

プール

つぎの日は講習会のため、午後の第二回目（午後三時～五時）は個人の使用が出来なくなります。

・5月　8日・10日・22日・24日

・6月　12日・14日・19日

トレーニングルーム

・利用の初日に二時間の講習（講義と実習）を受ける必要があります

・五月からは一日二十五名までの予約制となり前月に受付開始します

講習日　水曜　午後六時～八時

土曜　午後三時～五時

日曜日は団体利用となります。

団体の利用できる日（無料開放日の第3日曜日を除く）

	午前の部（9時～12時）	午後の部（1時～5時）	夜間の部（6時～9時）
日		第2・第5日曜日のみ	
火			
水			
木			
金			
土		第2・第5土曜日のみ	

利用料金（団体利用の場合）

午前の部（9時～12時）	午後の部（1時～5時）	夜間の部（6時～9時）	全日（9時～9時）
600円	800円	1,000円	2,400円

利用料金（個人で利用する場合）　区内居住者は10円割引

	午前の部（9時～1時）	午後の部（1時30分～5時30分）	夜間の部（6時～9時）
一般（高校以上）	50円	50円	50円
児童・生徒	30円	30円	30円

団体の場合の申込み方法

・使用日の三十日前から五日前までの間に、体育館事務室へ直接料金を添えて申込んでください。

個人の場合の申込み方法

・当日入場券を求めてください。

4月29日(日)30日(月) 区の施設・事業所の日程

国民の祝日に関する法律の一部が改正され、日曜日が祝日と重なった場合は、翌日を休日にすることになりました。これにともなって4月29日30日は区の施設などは表のようなります。(開は開館、休は休館であることを示します)

事業所	4月29日	4月30日
区役所本庁	休	休
出張所	休	休
区民会館にある施設 (区民集会室を除く)	休	休
区民集会室 (丸の内を除く)	開	開
総合体育館	開	休
社会教育会館	休	休
教育研究所	休	休
図書館	休	休
児童館	休	休
福祉会館	休	休
千代田荘	開	開
公会堂	開	開
千鳥ヶ淵ボート場	開	開
保育園	休	休
富士見いこいの家	休	休
外濠公園総合グランド	開	開